

総論：良好な景観形成を進める上での基本的な考え方

地域固有の地形、自然、歴史、文化等によって作り上げられてきた景観の成り立ちを理解し、その基本を共有することから良好な景観の保全、創出の取組みを進めることが重要。

○景観形成への取組姿勢

- ・ どのような地形、自然、歴史、文化等の積み重ねによって地域の景観が成り立ってきたかという「景域」のストーリーを、行政区域にこだわらず、各方面のデータ等をもとに詳細に調査し、関係者間できちんと理解・共有し、読み解くことが重要。これにより、今後の良好な景観形成(保全・創出)が可能となる。

論点1：広域景観の形成

市町村が景観行政団体に移行すると、都道府県の権限や役割は縮小するが、複数市町村による協働や、市町村と都道府県の協働など、景観行政団体間等の積極的な連携が重要。

○景観行政団体間等の連携の仕方

- ・ 広域的な景観形成にあたっては、関係する市町村等が景観像を共有し、景観計画作成の際の拠り所とすることができるよう「景域マスタープラン」を作成することが望ましい。その際、複数市町村で、市町村と都道府県の協働で、又は市町村の意向を踏まえつつ都道府県で作成することが考えられる。
- ・ 小さい景観行政団体や、景観行政団体でない市町村が、大きい景域での取組みに含まれる場合に、都道府県が市町村との調整を図るなど、市町村と都道府県が積極的、継続的に連携することが望ましい。
- ・ 都道府県の行政区域を越える広域的景観や、世界遺産をコアにした景観の形成の場合等では、地方分権の流れや景観法の体系にも鑑みつつ、国が関与する仕組みを検討することも考えられる。

論点2：創造的な景観協議の推進

景観協議について、その実施のタイミングや期間、方法、協議に関わる主体など、様々な観点からそのあり方を見直すことで、より創造的・効果的な景観誘導を図ることができる。

○事前協議のあり方

- ・ 事前協議は、計画の熟度の低い段階において、建築行為等の設計コンセプトを事業者と景観行政団体の間で確認的に共有できるなど、双方にとってメリットがある。また、定性的で解釈に幅がある景観形成基準をより創造的に運用することも可能。一方、法定化も可能ではないかとの声もあることから、引き続き、景観協議の実効性を高めるための検討が必要。

○景観協議の進め方

- ・ 景観計画や景観形成基準の作成の背景や地域の目標、解釈や運用の方法等を整理し、共有することで協議の透明性、実効性を高めることが重要。また、定量的な基準はもちろん、定性的な基準への適合も含めて、創造的な景観協議を進めるべき。その際、専門家の参画、模型を活用した見える化、現場でのシミュレーション等の工夫や、協議の経緯や結果の公表など市民による監視の活用、意思決定能力のある者の協議への参加等が重要。
- ・ 景観協議の実効性向上のため、できるだけ早期の届出に向けて、建築部局等の関連部局間での情報共有や連絡体制の構築を図ることが望ましい。また、幅広く専門性の高い知識や経験を有する担当者の育成・確保を図り、継続性、一貫性のある景観行政の促進を図ることが重要。

論点3：景観を資産として捉えることによる地域価値の向上

持続的で良好な景観を形成することが、地域の価値や魅力の向上、ひいては地域の活性化につながることを、地域の景観形成の主体である住民をはじめ、広く社会全体が認識できるようすべき。

○持続的な景観維持の方法

- ・ 地域の景観は、地域の既存の営みを守ることで保全されるだけでなく、新たな営みや主体が加わることで地域の人々が景観の良さを再発見し、景観の保全・創出への新たなモチベーションが生まれることも考えられる。その結果、地域の良好な景観が維持され、地域の新たな価値や利益、さらには地域に暮らす人々の誇りを生み出す「良き循環」につながる可能性もある。

○景観の価値

- ・ 良好な景観には外部経済を発生させる場合もあるが、経済市場で直接に考慮され、市場メカニズムを通じて維持管理されることが重要。一方、経済的価値として数値化されない場合でも、良好な景観により地域の住民が誇りとアイデンティティを持って住み続けることが、ひいては地域の活性化に資することになる。

○コンパクトシティにおける景観

- ・ 集約型都市構造への転換にあたっては、集約を進める地域では引き続き魅力を向上させることが必要なものの、集約を進める地域の外側では低未利用地化が加速することが想定されるため、荒廃した建築物や工作物の除却、空き地の緑化などの「つくらない景観」の視点も必要。

論点4：景観マネジメントにおける様々な課題

良好な景観の形成を図るに当たって顕在化してきた様々な景観課題について、社会経済状況の変化を踏まえつつも、適宜適切に対応すべき。

○様々な公益への対応

- ・ 景観上支障となる携帯電話の中継アンテナや太陽光発電施設、風力発電施設に対して、すでに多くの景観行政団体で対応が行われている。他の景観行政団体でも、先行事例を参考に、地域の実情に応じて、景観やそれ以外の様々な公益を総合的に判断して適切に対応を図ることが重要。

○屋外広告物による景観

- ・ 屋外広告物は、まちのブランディング要素として賑わいの創出に資するとともに、景観を維持するため一定の広告収益を確保できる手法。一方、景観や安全の観点から、引き続き、維持管理を含め適正化を図ることが必要。

○公共土木工事における配慮

- ・ 公共土木工事における良好な景観の保全・創出のための配慮としては、事業関係者が景観への公共土木工事の影響についての認識を深め、必要に応じて、景観重要公共施設制度の活用等の検討を行いその結果を事業へ反映するべき。

○都心部における新たな都市景観の創造

- ・ 三大都市圏の都心部などにおいては、今後も大規模ビルの建設が増加が見込まれる。大都市都心部の景観形成を進める際には、長い将来にわたって都市全体、あるいは国全体の都市景観や都市の魅力づくりに大きなインパクトとなり得ることに十分留意して、取組みを進めていくことが必要。